

解約通知と解約契約書

1 解約通知 Notice of Termination

契約期間が自動延長となっている場合、例えば「当事者のいずれか一方が他方に期間満了前 60 日前までに反対の意思を通知しない場合は、本契約の有効期間はさらに自動的に 1 年延長される」といった条項です。

このような条項をもった契約書を、その定めに従い通知することにより解約しようとする場合は解約通知が必要となります。

NOTICE OF TERMINATION

We hereby notify you of the termination of the Agreement dated June 25, 2013 between you and us in accordance with Article 27 (Termination) thereof.

The termination shall take effect upon expiration of the current term of such Agreement.

Sincerely yours,

次のようにも書けます。

TERMINATION NOTICE

Please be advised (または Take notice や You are hereby notified などともいえる) that the Agreement dated 25 June, 2000 shall be terminated hereby as of 24 June, 2013 in accordance with Article 27 thereof.

This TERMINATION NOTICE has been sent by registered mail (return receipt requested) on this 15th day of March, 2013.

Sincerely yours,

このような Notice は、解約条項に規定された方法で規定の日数内に発送または受領されることを要するので、発送方法および発送日を文中に書いておくことが、証拠力を高める方法として考えられます。こうすることは、相手方が書留封筒を捨ててしまったときにも発送方法を証明するのに一応役に立つ（実際、office practice として封筒を捨ててしまう習慣は多くみられます。また海外便には国内のように内容証明が使えないのでその代わりにもなります）。

また配達証明（国際郵便条約による A/R のフォーム）を付して発送するのも賢明な方法です（この場合、上例の by registered mail のすぐ後に(return receipt requested)と追加しておきます）。なお、不着の場合に備えて 2 通別々に送ったり、メールで確認しておくことも（それが契約上許された通知方法であるかぎり）有益な手段です。

配達証明

・内容証明郵便は国内だけの制度です。ただし、台湾と韓国には内容証明郵便の制度がありますので、現地の知人や弁護士に内容証明郵便を出してもらうことはできます。他の国の人に対しては、書留郵便を(registered mail)を使うしか方法はありません。

・「配達証明」を付けてもいいですが、受取人がサインして投函するものなので、あてにできません。つまり、ここでいう「配達証明」は、配達完了後に受取人が差出人に対して配達完了を伝えるハガキを郵送する「受け取り通知」（通常のエアメールで）のことで、日本の「配達証明」ではありません。

これらの文例は契約期間中に相手方に何らかの契約違反、一定の事由（たとえば破産、会社更生）があったため解約条項を発動して契約を切る場合にも使えます。この場合、解約が何日付で有効になるかを明らかにするため、次の文言を挿入します。

This TERMINATION NOTICE shall take effect as of the date hereof.

もちろん、下線部の文言のほかに契約の定めにより、「一定の事由発生の日」、「通知の受領の日」、

「受領後 30 日を経過して」など種々のバリエーションがあります。

さらにこの場合、解約は約定解約権を行使する者の損害賠償請求権の放棄か意味するものではないことを念のため明らかにしておく目的で、次の条項を挿入しておくことも勧められます。

Termination thereof shall not preclude us from making any claim or demand for damages or resorting to any other remedies available to us under such Agreement or under applicable law on account of...

点線部分には約定解約事由の中で、解約原因となった事実、たとえば：

**your failing to carry out such Agreement faithfully,
your breach of such Agreement,
petition for bankruptcy filed against you**

などが入ります。

また、次のような文章も考えられます。

Termination thereof shall not affect any right we may have to claim damages or to pursue any other remedy which may be available to us on account of...

点線部分に入れるものは上と同じです。

これらのいずれの場合も、解約の通知は、契約書に定めた期間内に、定められた方法でなされなければなりません。

2 解約契約書

このほか契約書を有効期間中といえども合意で解約してしまう場合もあります。そのような場合は、次のような合意解約契約書が作成されます。

TERMINATION AGREEMENT

This TERMINATION AGREEMENT made and entered into this 25th day of June, 2013 by and between... (以下は通常の契約書と同じ文章を使う)

WITNESSETH THAT :

**WHEREAS, the parties hereto have entered into a certain TECHNICAL ASSISTANCE AGREEMENT dated June 25, 2000 (hereinafter referred to as the "AGREEMENT") ; and
WHEREAS, both parties desire to terminate the AGREEMENT.**

NOW THEREFORE, in consideration of the premises and mutual covenants herein contained, the parties hereto hereby agree as follows:

ARTICLE 1 (TERMINATION)

The AGREEMENT shall be terminated as of the date hereof.

ARTICLE 2 (RELEASE)

Upon termination of the AGREEMENT, both parties release and forever discharge each other from any claim, demand or liability arising out of or in connection with the AGREEMENT or the termination thereof except for the obligation of the GRANTEE to pay a royalty for services provided by the GRANTOR on or before the date hereof.

IN WITNESS WHEREOF, ... (以下は通常どおり)

なお、特に解約後問題の発生の余地がなければ、ARTICLE 2 は不要です。また文中 **except** 以降は何か未履行の義務がある場合を想定して書かれたもので、そのようなものがなければ、その前だけを使います。

解約しようとしている契約が締結後に **amend** されたり、**Supplement** されている場合は、上例の第 1 の **WHEREAS** をたとえば次のようにします。

WITNESSETH THAT:

WHEREAS, the parties hereto have entered into a certain TECHNICAL ASSISTANCE AGREEMENT dated June 15, 2000 (subsequently amended by AMENDMENT AGREEMENT dated August 15, 2000) (hereinafter referred to as the "AGREEMENT (as amended)");